

学校いじめ防止基本方針

大阪府立桜塚高等学校 定時制の課程

平成 26 年 1 月 24 日

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

様々なハンデキャップや心の傷、或いは心身の障がいを背負う生徒が多く在籍する本校では、「互いに違いを認め合い、他者の痛みに共感しつつ、ともに学びともに生きる」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

准校長、教頭、首席、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、養護教諭、
「配慮を要する生徒に関する係」主担、人権委員長

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

桜塚高等学校（定時制の課程） いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3・4年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 個人面談	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権HR（いじめを考える） 個人面談	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権HR（いじめをなくすために） 個人面談	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 生徒情報交換会
5月	校外学習	校外学習	校外学習	
6月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進） 教科担当者会議
7月				第2回委員会（進捗確認）

9月	個人面談	個人面談	個人面談	教育相談週間
10月	文化祭	文化祭	文化祭	生徒情報交換会
11月				
12月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）個人面談	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）個人面談	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）個人面談	教科担当者会議
1月				第3回委員会（年間の取組みの検証）
2月				
3月				

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、前項「年間計画表」の通り年3回開催することを基本とし、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめ事案への対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

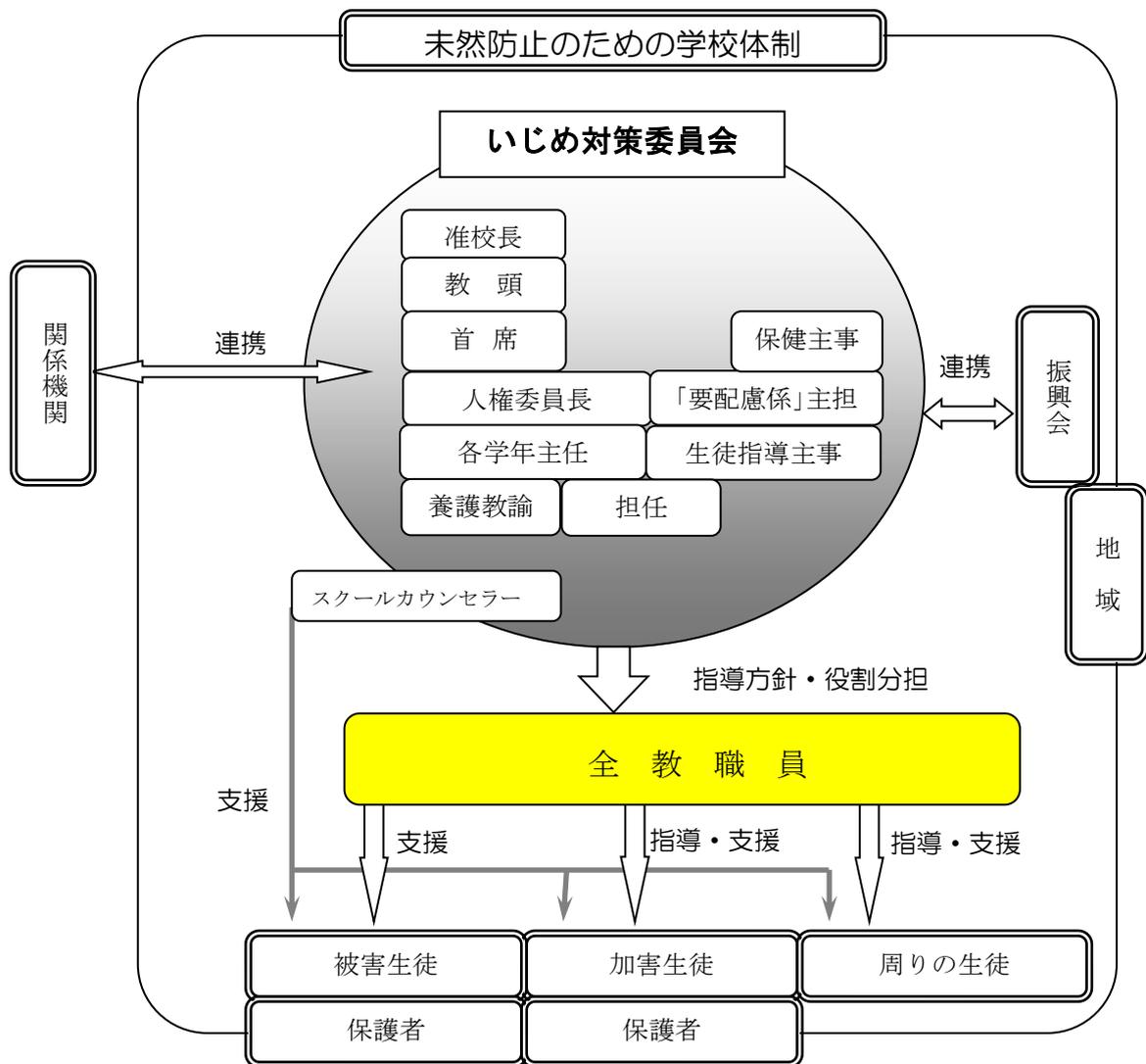
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、その精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

また、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団と環境を作ってゆくことで、生徒に集団の一員としての自覚や自信が生まれ、いたずらにストレスに囚われることなく、互いに認め合える人間関係や学校風土を生徒自らが作り出して行くものと期待される。

それらの取り組みを全教職員で有効に機能させるための体制を以下に示す。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、職員研修などを活用し、「いじめ防止の基本的な考え方」に関する意識の啓発を行なう。また、生徒に対しては、日常的な働きかけにて「いじめは絶対に許されない」との雰囲気学校全体で醸成し、それが当たり前であるとの意識形成を図る。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、平素より「規律ある授業」「道徳・人権教育」を推進するのは言うまでもないが、授業の中での能動的な取り組みや発表機会などを増やしたり、様々な場面でのグループ活動や協働作業を確保するよう、努める。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、あらゆる場面において「個を尊重し伸ばす」との姿勢で臨むことが肝要である。その具体的実践として、まずは、分かりやすい授業づくりを進めるため、毎時の生徒観察や授業アンケートの結果などを参考に授業改善に努める共に、教科会議や授業相互見学等を活発に行なうなど、教員間の情報交換と相互研修を積極的に推進する。

また、生徒一人一人が活躍できる集団作りを進めるため、能力偏重や結果主義に陥らず「チャレンジすることが素晴らしい」との価値観をベースに、集団に於いて個に応じた役割を担わせたり、部活動や総合的な学習の時間等も含め、能動的活動を重視した指導実践を行なう。それらによって得られた達成感や自信は、ストレスに適切に対処できる力の育成に寄与するものであり、同時に、「安心・信頼して語れる場」を身近に確保した上で、個に応じた諸課題に粘り強く取り組ませることにより、ストレスを適切に処理する能力や耐性を高めてゆくことを図る。

さらに、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、研修等にて教員の理解や意識を高めるのはもちろん、教員間の情報交換やコミュニケーションを促進すると共に、生徒が発する「サイン」に敏感かつ機敏に対応できる職員集団であるよう、平素よりその意識啓発を図る。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとしては、前述に加え、教科学習に於いて「ステップアップ」を体感させるなどの「成功体験」を重視する指導や、それらを含め「努力を賞賛する」機会をできるだけ多く確保するなど、従来から本校の重点課題としている観点をさらに推進する。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、「本校に於けるいじめ」を生徒自治会に問い掛けることなどを発端とし、HRなどでもそのような学習機会が生徒の主體的な取り組みとして為されるよう企画実行する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう高い意識で観察するとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行ない、情報を共有することが大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、「授業アンケート」を実施する際に併せてアンケート調査を行ない、また、年度初めと夏休み明け及び12月の個人懇談を定期的な教育相談の機会とする。さらに、日常の声掛けや会話、提出物の点検などに於いて、高い意識と鋭敏な感覚で生徒を観察することで、そのサインを見逃さないよう心掛ける。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守る方策としては、日頃から双方向の意思疎通を活発にするのはもちろん、「学校教育自己診断」に「保護者用いじめチェックシート」を併せることで、より手厚い体制を確保する。
- (3) 生徒とその保護者および教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を確保するため、信頼に足る教職員・学校であるよう平素より努力するのは述べるまでもないが、その上で、保健室や相談室がより利用しやすいものであるかを随時点検し、また、電話相談窓口を広く周知するなど、重層的な体制で臨めるよう整備する。
- (4) 上記については、入学時オリエンテーションに始まり、年度初めのHRや定期の個人懇談などで、その相談体制を広く周知する。また、定例の教科担当者会や生徒情報交換会なども活用し、その相談体制が適切に機能しているかなど定期的に点検を行なう。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いの方針を明確にし、それを周知徹底した上で適切に扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。またその際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告・相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。また、いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他

本方針について定期的な検証を欠かさず行なうとともに、状況に応じて随時、改訂や追加を行なう。